

事業者向け

再エネ電源都外調達事業（都外PPA）

都外に再生可能エネルギー発電設備を設置し、その再エネ電気等の利活用に取り組む都内需要家に対し、当該設備の導入に係る経費の一部を助成します。ぜひご活用ください。



事業概要

●事業期間

令和6年度から令和12年度まで（助成金の申請は令和8年度まで）

●助成対象事業者

民間事業者（民間企業、学校法人、公益財団法人、医療法人、社会福祉法人等）

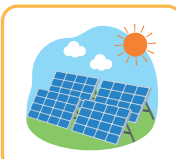
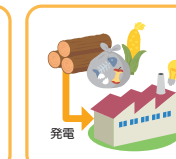
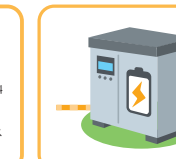
●助成率・助成上限額

種別		都内施設に供給する種類ごとの助成率		対象設備の助成上限額	
		再エネ電気	環境価値	特別高圧以外	特別高圧
同時設置※	再エネ発電設備	2/3以内	1/2以内	3億円	6億円
	蓄電池	2/3以内			
単独設置	再エネ発電設備	1/2以内	1/3以内	2億円	5億円
	蓄電池	2/3以内		1億円	

※ 蓄電池容量が再エネ発電容量×1時間以上の場合に限る。

なお、蓄電池容量が再エネ発電容量×1時間未満の場合は単独設置の助成率等を適用する。

助成対象設備

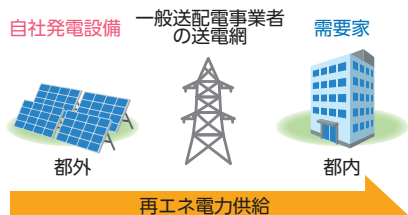
						
太陽光発電※1 (出力5kW以上)	風力発電 (単機出力1kW以上)	小水力発電 (単機出力1~1000kW以下)	地熱発電 (出力要件なし)	バイオマス発電 (出力10kW以上)	バイオマス燃料製造 メタン発酵、それ以外 (バイオマス発電設備と同時導入)	蓄電池※2 (再エネ発電設備に併設)

※1 オプティマイザー、マイクロインバーター等の高効率化に資する機器も対象となります。

※2 蓄電池は、リユース品により構成され、販売されている製品も対象となります。

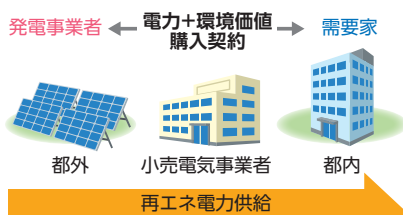
事業スキーム例

自己所有モデル



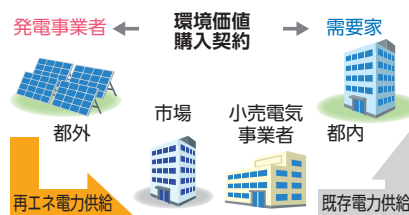
遠隔地にある自社（又は子会社等、密接関係会社）発電設備で発電された再エネ電気を、一般送配電事業者の送電網を通じて都内の自社施設へ供給。

第三者所有モデル（再エネ電気供給）



需要家（企業等）が発電事業者から再エネ電気を固定価格で長期間購入する契約を締結し、小売電気事業者を通じて需要家へ供給。
なお、現行の電気事業法では、小売電気事業者を介した三者間の契約が必要。

第三者所有モデル（環境価値供給）



需要家（企業等）が発電事業者から環境価値を固定価格で長期間購入する契約を締結し、発電事業者から需要家へ供給。再エネ電気は市場へ供給し、需要家は既存の電力契約を継続。

助成要件

- 再エネ発電設備設置地域への環境配慮及び関係構築等を行うこと。

【環境配慮要件】

助成対象設備の導入に当たって、資源エネルギー庁が策定する発電設備種別に応じた事業計画策定ガイドライン（最新版）を遵守するものであること。

【関係構築要件】

再エネ設置地域の自治体等との間で、助成対象設備に設けられた給電用コンセントを利用した再エネ設置地域の住民への電気の提供等、**非常時における助成対象設備の利活用に係る協定を原則締結すること。**

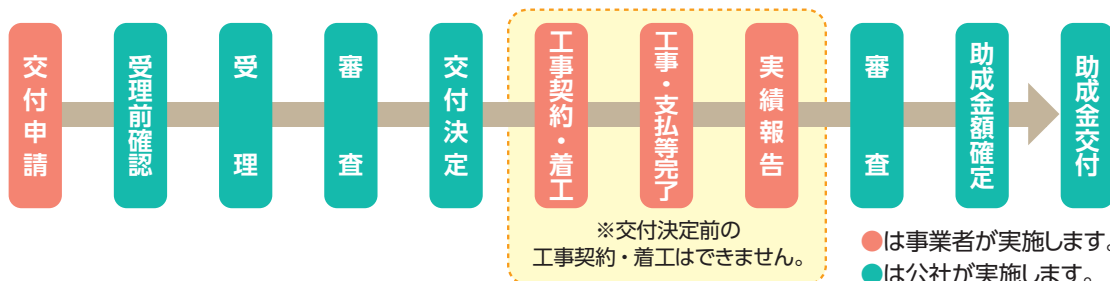
（ただし、自治体が再エネ発電設備の設置を認めた場合において、協定の締結を求めない場合はこの限りでない）

※上記要件に加えて、再エネ設置地域の事業者等との関係構築に係る要件がございます。

- FIT制度又はFIP制度の認定を受けない設備であること。等

※上記以外にも助成要件がございますので、詳細は交付要綱・手引きをご確認ください。

助成金申請の流れ



令和7年度交付申請期間

第1回申請期間 令和7年4月1日～令和7年9月30日17時必着

第2回申請期間 令和7年10月1日～令和8年3月31日17時必着

※同一事業者による申請上限額は、各回6億円まで

ただし、予算額に達し次第終了（第1回申請期間中に予算額に達した場合は、第2回の申請受付は行いません）。

令和7年度申請の実績報告締切

令和12年11月29日17時必着

詳細HP

<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/saiene-offsite2>



公益財団法人 東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京）
〒163-0817 東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル17階
URL <https://www.tokyo-co2down.jp/>

